

鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年 8 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県教育審議会条例及び鳥取県税条例の一部を改正する条例

(鳥取県教育審議会条例の一部改正)

第1条 鳥取県教育審議会条例(平成18年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、鳥取県教育審議会の設置に関し必要な事項(スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)第18条第5項の規定に基づき条例で定めるとされる事項を含む。)を定めることを目的とする。
(所掌事務) 第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。	(所掌事務) 第3条 審議会は、教育委員会又は知事の諮問に応じ、学校教育、生涯学習、青少年教育、文化芸術等の振興に関する重要事項及びスポーツの振興に関する重要事項(スポーツ振興法第18条第3項の規定に基づき審議会の権限に属せられた事項を含む。以下同じ。)について調査審議する。
2 略	2 略

(鳥取県税条例の一部改正)

第2条 鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(ゴルフ場利用税の税率の特例) 第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。	(ゴルフ場利用税の税率の特例) 第127条 次に掲げる者に係るゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税の税率は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項に規定する税率の2分の1とする。

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第26条第1項</u>に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第6条</u>に規定する国民体育大会（以下「国民体育大会」という。）及びその予選会について指定された練習日における練習のためにゴルフ場を利用するプロゴルファー以外の選手</p> <p>(4) 略</p> <p>2及び3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成23年8月24日から施行する。